

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

～ 保険料の「年金差し引き」が10月から始まる方へ ～

被用者保険の被保険者(加入者本人)だった方へ

被用者保険の被保険者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで納入通知書や口座振替により保険料を納めていただいていたのですが、10月からは年金から差し引かれることになります。

ただし、下記 か のどちらかに当てはまる方は、これまでどおり納入通知書や口座振替により納めていただきます。

年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から差し引かれていない方)

介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

被用者保険とは？

サラリーマン等の健康保険(政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など)のことです。

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

被用者保険の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで保険料のお支払いが免除されていましたが、10月からは年金から差し引かれることになります。

ただし、上記 か のどちらかに当てはまる方は、納入通知書や口座振替により納めていただきます。

加入した月によって、年金差し引きにならない場合があります。

詳しくは、保険料額決定通知書や保険料額変更決定通知書をご覧ください。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ? 011-290-5601
町民課町民生活グループ(医療保険担当) ? 25-2131(内線105)

「網走支庁管内町村交通災害共済」が廃止されます

交通災害共済事業とは

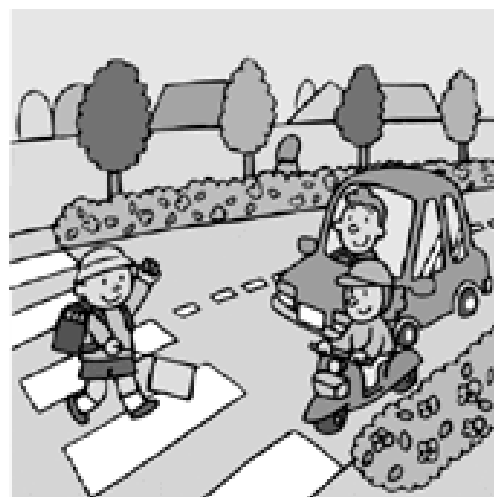
交 通事故が激増してきた昭和44年に網走支庁管内23町村により「網走支庁管内交通災害共済組合」が設立され、住民の相互扶助の精神で交通事故に遭われた方々に「見舞金」を贈る事業として運営されてきました。

事業を廃止する理由は

交 通災害共済組合では、「加入者の減少」「民間保険の充実」などの状況から、相互扶助として制度設立当初の目的は果たされたものと判断し、事業を廃止し組合を解散することになりました。

廃止までの流れ

平 成21年度の加入募集は行いませんが、平成20年度に会員になっている方が平成21年3月31日までに事故に遭われた場合は、平成22年3月31日までの間に見舞金を請求することができます。その後、平成22年3月31日をもって事業は廃止されます。



お問い合わせ先 町民課町民生活グループ(住民活動担当) ? 25-3577